

Ⅱ-3 天然痘対策行動計画（組織体制）

Ⅰ 厚生労働省の組織体制

1 厚生労働省対策本部

厚生労働省全体として、必要な対策の検討や調整を行い、総合的かつ効果的なテロ対策を強力に推進するため、厚生労働大臣を本部長とする対策本部を置く。

2 厚生労働省健康危機管理調整会議

適切な健康危機管理対策を迅速に講じるため、その基本的な枠組を「厚生労働省健康危機管理基本指針」において定め、部局横断的な組織である「厚生労働省健康危機管理調整会議」を設置するとともに、次のような体制をとる。

(1) 平素の対応

健康危機情報の把握に努めるとともに、事件・事故等による突発的な健康危機の発生に備え休日夜間を含めた連絡体制を確立し、内容に応じて健康危機管理実施要領に基づき対応する。

健康被害が懸念される事案について調整を図るために、調整会議を通じ関係部局間の情報の共有化を図り、必要に応じて国民に情報提供を行う。

(2) 重大な健康被害が発生し、又は発生するおそれのある場合

必要に応じ、厚生労働省に対策本部を設置し、関係各部局間の対応調整、関係省庁との連携、広報等を一元的に実施する。

3 厚生労働省天然痘技術委員会

厚生労働省健康局において天然痘テロ対策における技術的な課題を審議するため、天然痘に関する知識・経験を有する専門家で構成される「厚生労働省天然痘技術委員会」を設置する。

4 厚生労働省天然痘技術派遣チーム

自治体からの要請に応じて、診断、検査、疫学調査等に関する技術的な助言を行うため、天然痘に関する知識・経験を有する専門家で構成される「厚生労働省天然痘技術派遣チーム」を組織する。

Ⅱ 自治体の組織体制

1 本庁

各自治体では、厚生労働省に準じて、本庁に以下の組織体制を整備し、必要に応じて国からの専門支援を受け入れる。また、事業継続計画を定める。

(1) 自治体対策本部

自治体としての方向を定める。国からの専門支援の要請なども行う。また、方針に沿った具体的な事項や迅速性を要する機能に関し危機管理調整会議等に委任や権限委譲を行うことができる。対策本部および以下の諸会議、保健所等の機能は、災害対策、国民保護での要領も参考として、事前に定めておく。

(2) 自治体健康危機管理調整会議

対策本部が大きな方向性を決定する機能であるのに対し、①本部の方針を具体化するための自治体内各部門および必要な外部組織団体との調整、②専門分野の知見や評価を元にした対策本部での決定の補佐、の役割等を担う。事務局は危機管理部門が行い、「健康」危機時には保健部門が技術的中心となる、などを事前に定めておく。必要に応じて、外部の専門家等の参加も得る。特に天然痘対策について助言を出来る人材を確保しておく。

2 保健所

保健所は、天然痘のまん延を防止するため、以下を参考にして、各自治体で必要となる実働班を組織し、事業継続計画に沿って運営する。

(1) 疫学調査班

天然痘患者が発生した際に、疫学調査及び接触者の管理を行うため、「疫学調査班」を置く。

構成は、医師、保健師等3名を1チームとし、各保健所に最低2チーム置く。構成員には、平時からワクチン接種を行う。

(2) 検体採取・輸送班

天然痘が疑われる患者から検査に用いる検体を採取し、国立感染症研究所に輸送するため、「検体採取・輸送班」を置く。

構成は、保健師等2名を1チームとし、各保健所に最低2チーム置く。構成員には、平時からワクチン接種を行う。

(3) 消毒班

天然痘ウイルスで汚染されている場所を消毒するため、「消毒班」を置く。

構成は、2名を1チームとし、各保健所に最低2チーム置く。構成員には、レベルⅡになった時点で、ワクチン接種を行う。

(4) 患者移送班

天然痘患者を第一種感染症指定医療機関等へ移送するため、「患者移送班」を置く。

構成は、4名を1チームとし、各保健所に最低2チーム置く。構成員には、平時からワクチン接種を行う。

(5) 予防接種班

天然痘ウイルスに暴露したおそれのある接触者等に対してワクチン接種を行うため、「予防接種班」を置く。

構成は、5名を1チームとし、各保健所に最低2チーム置く。構成員には、レベルⅡになった時点で、ワクチン接種を行う。

(6) 感染症動向調査班

天然痘テロ発生の蓋然性が高まった段階で、症候群別サーベイランスを実施し、医療機関、市民等へ提供が必要な情報を作成するなど、監視体制を強化するため、「感染症動向調査班」を置く。各保健所2名程度とする。

分担研究報告

「医療機関における感染症対応マニュアルの検討」
に関する研究

研究分担者 藤井 毅

(東京大学医科学研究所附属病院感染免疫内科講師)

平成 21 年度厚生労働科学研究費補助金(健康安全・危機管理対策総合研究事業)
分担研究報告書

「医療機関における感染症対応マニュアルの検討」に関する研究

研究分担者 藤井 毅 東京大学医科学研究所附属病院感染免疫内科講師

研究要旨：天然痘などの生物テロによる災害に対応するために必要な、医療体制、感染防止対策、および、診断検査に関する実用的なマニュアルを作成した。本研究の成果によって、医療機関における混乱を抑えて、テロ被害の拡大を最小限に抑えることが期待される。

A. 研究目的

天然痘などの生物テロによる災害に迅速に対応するためには、適切な指針の策定が必須である。本研究では、行政機関などとの協力医療体制、感染防止対策、および、医療機関における診断方法・検査手技に関する具体的かつ実用的なマニュアルを作成することを目的とした。

B. 研究方法

従来の天然痘対応指針および新型インフルエンザ対応計画を参考にして、天然痘テロに対応することが想定される医療機関の役割に関するマニュアルを作成した。

(倫理面への配慮)

特に倫理面において配慮すべき事項を含まない。

C. 研究結果

医療体制に関しては、患者数の増加に応じた医療体制の確保として、都道府県・保健所を設置する市又は特別区、地域医師会等と協力して発熱・発疹相談センター／外来の設置や入院診療を行う医療機関の即応体制の整備等についてまとめた。医療施設等における感染対策としては、標準予防策および接触・

飛沫・空気感染予防策を中心に、外来トリアージの方法や入院における個室管理やコホーティング、環境消毒、患者搬送、在宅ケア、および死後の処理などについての対応策を記載した。診断・検査に関しては、天然痘の診断を適正に行うために、患者から適切な検体を適切な時期に採取して、検査機関へ輸送するまで適切な方法で保管し、また、医療従事者への感染を防ぐための防護策や院内感染を防ぐための準備と体制構築について具体的な方法を詳細に記載した。さらに、国立感染症研究所等実施される微生物学的検査法についても記載した。

D. 考察

天然痘などの生物テロが発生した場合には、第一線で対応することになる医療機関における混乱が予想される。本研究で作成したマニュアルを有効に利用することによって、より迅速な対応をとることで有事の混乱を最小限に抑え、テロ被害の拡大を防ぐことが期待される。今後は、本研究で作成したマニュアルの実効性をシミュレーションや机上演習で検証することが必要であると考えられる。

E. 結論

本研究の成果を、日本からの科学的根拠として国際的に発信することによって、健康危機管理体制の構築の一助となることが期待される。

F.健康危険情報

特になし

G.研究発表

特になし

H.知的財産権の出願・登録状況

特になし

